特定非営利活動(NPO)法人

高齢者・障害者サポートクラブ

「すこやか通信」

新型コロナ「5類」移行後の社会

新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類に移行して3か月が経ちました。各地域では久方ぶりに夏祭り等の行事が復活するなど、経済・社会全体でコロナ前の日常風景に戻ろうとする動きが顕著になっております。しかし、一方では、コロナの感染者が急増している地域もあり、未だ油断は出来ません。

厚生労働省の専門家組織から、5類移行後の感染対策として「5つの基本」が提言されましたが、その内容に目新しいものは無く、これまでの対策を受け継ぐものとなっております。例えば、「医療機関など場面に応じたマスクの着用」、「換気・三密の回避」、「手洗いの励行」等は、どれもこれまで行ってきた対策であります。

新型コロナを完全に撲滅することは出来ないと言われています。撲滅が困難だとすれば、被害の最小化に向けて、一人一人が基本的なコロナ対策を日常的に実行していく必要があると思います。このような対応を継続していくことにより、いわゆる「コロナとの共生社会」が形作られていくのではないでしょうか。

こうした変革期とも言うべき中で、当法人は設立後15年が経過しました。

また、当法人は「認定NPO法人」の認定を受けておりますが、認定の有効期間が令和5年度をもって5年の満期を迎えます。そもそも、認定を獲得するためには、高い公益認定基準をクリアするとともに適切な情報公開を行う必要がありますが、多くの方のご支援・ご協力を得て、平成31年3月8日に埼玉県知事から認定が認められました。

認定から5年目を迎えた今、改めて当法人に対する社会的信頼性や認知度がより一層高まったことを実感しております。

令和6年3月7日に認定の有効期限が到来しますが、認定基準では組織運営の強化も求められており、組織運営の強化は、成年後見事業、人権擁護事業及び計画相談事業のより適正な事業運営に繋がるものと考えております。

そこで、皆様から寄せられている期待に最大限応えていくため、認定の有効期間の更新手続を進めていくこととしております。法人といたしましては、こうした取組を進めながら各事業の一層の推進に努めて参ります。

皆様には、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【当所成年後見人としての15年間の歩みと 成年後見制度、高齢者・障害者福祉制度について 】

成年後見制度は民法の改正等により、認知症や知的障害・精神障害により日常生活や財産管理に支障がある人に代って施設入所などの契約や財産の管理などを行う制度として平成12年(2000年)4月に誕生した制度です。

同時に高齢者の福祉サービスを総合的に行う制度として**介護保険制度**が始まりました。それまでは、特別養護者人ホーム等を利用は福祉事務所等(行政)に申請し、福祉事務所が決定する措置制度でした。 介護保険では、利用者と事業者間での利用契約による方法になりました。

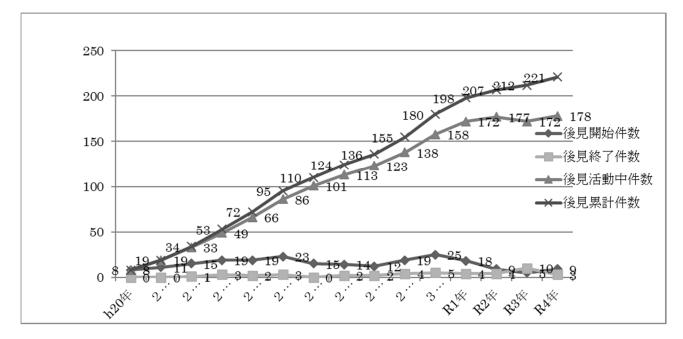
障害者福祉制度についても、福祉事務所等(行政)が措置する制度となっておりましたが、平成15年 **支援費制度**となり、障害者の自己決定に基づきサービスの利用が出来る、契約制度に大きく変わりました。その後平成17年(2005年)11月**障害者自立支援法**が公布され、障害種別ごとに異なっていたサービス体系の一元化や障害支援区分の導入などがなされています。さらに平成25年(2013年)4月 **障害者総合支援法**となり、障害者の範囲に難病等が追加されるなど、障害者に対する支援の拡充などが行われています。

このような契約制度が重視された福祉制度等に対応するため、成年後見制度に基づき、高齢者や障害のある方に生涯にわたる支援を行う目的で、平成20年(2008年)8月、特定非営利活動法人高齢者・障害者サポートクラブが設立されました。以来順調に受任件数は増加し、5年経過の平成25年度末は95件、10年経過平成30年には180件、そして、今年度設立15年となります。令和4年度末(2023年)には221件と推移しています。

改めて設立目的の原点に回帰し、障害のある方々の身上保護や財産管理等権利擁護に取り組んでいく 所存です。

成年後見人等受任状況の年度推移(年度末件数)

| 年度末 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 | 合計 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 開始件数 | 8 | 11 | 15 | 19 | 19 | 23 | 15 | 14 | 12 | 19 | 25 | 18 | 9 | 5 | 9 | 221 |
| 終了件数 | Ο | 0 | 1 | 3 | 2 | 3 | Ο | 2 | 2 | 4 | 5 | 4 | 4 | 10 | 3 | 43 |
| 活動中件数 | 8 | 19 | 33 | 49 | 66 | 86 | 101 | 113 | 123 | 138 | 158 | 172 | 177 | 172 | 178 | |
| 累計件数 | 8 | 19 | 34 | 53 | 72 | 95 | 110 | 124 | 136 | 155 | 180 | 198 | 207 | 212 | 221 | |



【相談支援事業所「すこやか」】

平成20年2月に特定非営利活動法人として産声を上げると同時に高齢者・障害者等に対する「なんでも相談事業」を開始いたしました。その後、平成24年4月の障害者自立支援法(現:障害者総合支援法)・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援の利用者には、障害者自身や保護者等の意見要望を聞きながら本人に適したサービス等利用計画を作成することになりました。この事業所として平成26年2月に指定特定相談事業所「すこやか」を開設し、現在は(1)及び(2)の表のとおりの利用をいただいています。

弊所の特色としては、利用者の94%が入所施設利用者で、埼玉県内を始め関東近県、遠くは関西・東北方面の方まで関わらせていただいています。この県外の利用者のほとんどが長い歴史を持ちます社会福祉法人育心会や埼玉医療福祉会の方となっています。

また、最近は、地元毛呂山町・越生町にお住いの在宅の方々も増えつつあり、地域貢献の一環として 今後更に力を入れていきたいと考えております。

これからもサービス等利用計画の作成にあたりましては、ご利用者をはじめご家族等のご要望やご意見を幅広く取り入れながら、サービスの質の向上が図られるよう努力してまいりたいと存じます。

(1)相談利用者の年度推移

| 100/110/10 0 - 1 | | | | | | | |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 年 度 | 28年 | 29年 | 30年 | R1年 | R2年 | R3年 | R4年 |
| 開始件数 | 60 | 32 | 9 | 11 | 19 | 8 | 11 |
| 終了件数 | 17 | 15 | 18 | 17 | 17 | 19 | 27 |
| 年度末累計 | 503 | 520 | 511 | 505 | 507 | 496 | 480 |

(2)計画作成先の状況

| | 育心会 | 光の家 | 嵐山郷 | 愛弘園 | どんぐり | 在宅 | 合 計 |
|------|-----|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 埼玉県内 | 266 | 68 | 43 | 27 | 2 | 29 | 435 |
| 県 外 | 23 | 20 | 0 | 0 | 2 | 0 | 45 |
| 計 | 289 | 88 | 43 | 27 | 4 | 29 | 480 |

【人権擁護活動】

高齢者・障害者に対する人権擁護活動は、当法人の中核事業として、設立以来、積極的に取り組んできました。そうした中、令和3年10月、「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」いわゆる虐待防止法が施行されて久しいですが、昨年も北海道におきまして施設入所者に対する虐待事件がマスコミで報道されました。

障害福祉サービス事業に携わる者に求められるのは、権利の主体であるサービス利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に日々努力することであるので、このような報道がしばしばされることは、誠に残念でなりません。

社会福祉施設において虐待が発生する背景には、障害の特性に対する知識、理解の不足、障害者の 人権に対する意識の欠如、社会福祉施設の閉鎖性などがあげられます。

隣接する社会福祉法人育心会は、10年以上前から虐待がおこる背景や要因を踏まえ、法人や施設のコンプライアンスの確立、サービスの質の向上などを目指して参りました。その一端として、私たちに同法人が運営する障害者支援施設など8施設の利用者の人権を擁護する事業を委託してきました。

この人権擁護事業は、8施設を不定期に巡回訪問し、施設のサービス提供状況を観察し、利用者の皆様が安心して生活できるように助言を行うものです。今年度も新型コロナウイルス感染予防に配慮しながら概ね週に3回程度は観察員2名以上で施設に出向き、屋内外で活動する利用者の皆さんや職員の支援状況等を観察し、人権侵害がおこらないよう活動しております。また、巡回訪問の他に施設の運営状況、職員の研修の実施状況、利用者の小遣い金の管理状況を確認し、必要に応じて法人へ要望を行っています。こうしたことにより、人権を擁護した支援が行われ、利用者の皆様は毎日のびのびと生活しております。

特定非営利活動法人 高齢者・障害者サポートクラブ

令和4年度 活動計算書 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

| 科目 | 金額 | | | | |
|----------------|------------|--|--|--|--|
| I 経常収益 | | | | | |
| 1 受取会費 | 449,000 | | | | |
| 2 受取寄付金 | 404,002 | | | | |
| 3 受取公費助成金 | 50,000 | | | | |
| 4 事業収益 | | | | | |
| (1) 成年後見業務収益 | 45,381,411 | | | | |
| (2) 人権擁護業務収益 | 3,498,000 | | | | |
| (3) 計画相談支援業務収益 | 13,552,369 | | | | |
| 5 その他収益 | 229 | | | | |
| 経常収益 計 | 63,335,011 | | | | |
| Ⅱ 経常費用 | | | | | |
| 1 事業費 | | | | | |
| (1) 成年後見業務費用 | 30,241,903 | | | | |
| (2) 人権擁護業務費用 | 4,645,527 | | | | |
| (3) 計画相談支援業務費用 | 18,600,030 | | | | |
| 2 管理費 | 8,671,138 | | | | |
| 経常費用 計 | 62,158,598 | | | | |
| 当期正味財産増減額 | 1,176,413 | | | | |

ご支援・ご協力いただきありがとうございました! (令和4年度)

30 0 30 436

阿部保温工業(株) 様 **旬新井蘇生堂薬局 様** 伊田テクノス(株) 様 ㈱イトウガラス建装 様 ㈱伊藤喜三郎建築研究所 様 (㈱ウエルフェア 様) 筒オオノ建築設計室 様 大野消防設備㈱ 様 (株)越牛タクシー 様 かわかど薬局 様 何岡部米店 様 おごせ薬局 様 共同電気工事(株) 様 ㈱熊谷組 様 サライ法律事務所 様 ㈱島村工業 様 医療法人社団 清心会 清水医院 様 第一環境アクア(株) 様 東光電気工事㈱北関東支社 様 東和アークス㈱ 様 日本防災保障(株) 様 何初野石油店 様 (株)ビコー 様 何飯能牛コン工業 様 何廣澤畜産 様 (株)福島食品 様 三樹ハウジング(株) 様 武州瓦斯(株) 様 武州産業(株) 様 (株)堀田設備工業 様 (株)モリタ洋品店 様 旬山口写真 様 吉田工業㈱様 ヨーコー印刷(株)様 【順不同】



団体又は企業等のみの掲載とさせて頂きました。 尚、個人の方にも多くご協力頂きましたが、紙面の 都合で割愛させていただきました。上記の他にも 87件にのぼる皆様からご寄付をいただきました。 誠にありがとうございました。心より厚く御礼申し 上げます。

私たちは、お寄せいただきました皆様方のご厚意に応えるべく、高齢者・障害者等のサポート活動を通して 社会のお役に立てますよう、なお一層の充実を目指して取り組んでまいります。

今後ともご支援の程よろしくお願い申し上げます。

発行 特定非営利活動法人 高齢者・障害者サポートクラブ



発行責任者 久保武夫

〒350-0434

埼玉県入間郡毛呂山町大字市場1052-4 IEL049(276)7722<FAX共通>